

## サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会の設置について

令和4年3月  
経済産業省

### 1. 本検討会の開催趣旨

2011年の国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則(以下「国連指導原則」)」が支持され、人権の尊重は、すべての企業に期待されるグローバルな行動基準であるとされている。また、企業活動における人権尊重は、人権に対する悪影響に対処し、社会に貢献するとともに、企業の継続的事業運営を妨げる要因の回避、さらには、国際社会からの信頼を高めてグローバルな投資家等の高評価を得ることにもつながる。欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、企業として取組の強化が求められていることへの留意も必要である。

昨年、経済産業省がビジネスと人権に関する行動計画のフォローアップの一環として外務省と共同で実施した企業の人権に関する取組状況調査では、人権デュー・ディリジェンスの実施率は回答企業の約5割に留まるなど、日本企業の取組にはなお改善が必要であることが明らかになった。また、同調査では、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が最も多く寄せられ、人権尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、具体的な取組方法が分からないとの回答も寄せられた。また、企業のみならず多くのステークホルダーからもガイドライン作成についての要望がある。

このような状況を踏まえ、経済産業省において、検討会を立ち上げ、サプライチェーンにおける人権尊重のための業種横断的なガイドライン策定に向けて取り組むこととする。

ガイドラインに沿った取組を行う日本企業の評価を高めるべく、諸外国への働きかけ・国際協調を進め、企業が公平な競争条件の下で積極的に人権尊重に取り組める環境、各国の措置の予見可能性が高まる環境の実現に向けて取り組んでいく。

上記の観点から、ガイドラインは以下の2つを満たすよう検討を進めることとする。

- ① 国連指導原則をはじめとする国際スタンダードに則ったもの
- ② 人権尊重に関する具体的な取組方法が分からないという企業の声に応えたもの

### 2. スケジュール

- ・ 月1回程度開催し、今夏を目途に、ガイドライン案のとりまとめを目指す。
- ・ ガイドライン案は「ビジネスと人権に関する行動計画の関係府省庁施策推進・連絡会議」へ報告することとする。